

# 広島ピースツーリズムフォトコンテスト実施業務仕様書

## 1 業務名

広島ピースツーリズムフォトコンテスト実施業務

## 2 業務の目的

本市は、都市づくりの最高目標となる都市像に「国際平和文化都市」を掲げ、その具現化に取り組んでおり、そこで目指す「平和」とは、世界中の核兵器が廃絶され、戦争がない状態の下、都市に住む人々が良好な環境で、尊厳が保たれながら人間らしい生活を送る状態を表している。

この「国際平和文化都市」の具現化に当たり、「平和への願い」を世界中に広げるまちづくりを進めており、この中で、被爆から75年が経過し、被爆者の高齢化が更に進む中、核兵器のない平和な世界を多くの人に訴えていくため、被爆の実相を守り、広め、伝える取組を進め、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」の共有の推進を図ることとしている。

これを踏まえて、広島ピースツーリズム（以下「ピースツーリズム」という。）では、世界の多くの人々が広島を訪れ、平和関連施設等を周遊してもらうことで、被爆の実相等を伝え、来訪者と市民が平和への思いを共有していくため、WEBサイトやリーフレット等による情報発信を行い認知度の向上を図っているところである。

しかしながら、こうしたプロモーションだけでは、WEBサイトの閲覧者のうちリピーターが少ない上、ピースツーリズムを周遊する強い動機付けになっていない。また、平和・原爆関係や観光関係の団体の代表者等からなる、ピースツーリズム推進懇談会において、「市民や来訪者自身が自主的に関与できるような取組が必要」との意見もある。

そこで、これらを解決する方策として、本業務は、SNSを活用したユーザー投稿型のフォトコンテストを実施する。この取組により、キャンペーンの情報発信によるWEBサイトへのアクセスの増加やピースツーリズムの認知度の向上を図るとともに、投稿することによる参加者のピースツーリズムへの興味喚起を促進する。更には、投稿を通じて参加者自らが平和とは何かを考え、共感し、平和への思いを共有するよう環境づくりを行う。加えて訴求力が強く情報発信に活用できる観光素材の収集や新たな観光素材の発掘を行うものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## 4 業務概要

- (1) 「広島ピースツーリズム」と「あなたにとっての『平和』」の二つの部門をテーマとしてSNS（インスタグラム）を活用したフォトコンテストを実施する。
- (2) インフルエンサーの投稿等によるプロモーションを行う。

## 5 業務内容

### (1) インスタグラムを活用したフォトコンテストの開催

#### ア フォトコンテストの企画

以下の概要をもとにインスタグラムを活用したユーザー投稿型のフォトコンテストを

企画・運営すること。なお、詳細は本市と協議のうえ、決定することとする。

#### フォトコンテスト概要

募集期間：令和2年12月下旬～令和3年2月中旬まで

結果発表：令和3年3月上旬

入選作品数：20作品以上

募集部門：2部門（募集イメージ：①「広島ピースツーリズム」②「身近な『平和』」）

対象：国内

入賞賞品：入賞者に対して送付（受託者が賞品を用意し、発送する。）

※ 応募者は、広島市がパンフレット、WEBサイトやSNS等によるプロモーション（市が許可した第三者を含む。）を目的として応募作品を使用することについて、受賞の有無に関わらず、無償且つ無期限に使用、掲載、転載、公衆送信等を行うことを了承するものとする。

#### イ フォトコンテスト事務局の運営

フォトコンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

- ・ フォトコンテスト開催概要・応募要項・応募規約の作成
- ・ 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理
- ・ 入賞者に係る選定基準の作成
- ・ 選定フローの作成
- ・ 賞品の選定、購入（賞品は、本市と協議の上で決定する。）
- ・ フォトコンテストの応募作品数等の報告
- ・ 応募作品の入賞候補作品の選定
- ・ 本市への入賞候補作品の報告
- ・ 入選作品の本人確認作業
- ・ 入賞者等との連絡調整、入賞者への賞品の発送及び到着確認

#### (2) プロモーションの実施

##### ア フォトコンテストの募集案内の作成

- ・ 本市では、ピースツーリズムのWEBサイト上にフォトコンテストを紹介するランディングページを制作することとしており、そのページの制作に当たり、フォトコンテストのWEB用イメージ画像（メインビジュアル）等を提供するとともに、適切なアドバイス等を行うこと。
- ・ PR用チラシ（A4サイズ）を制作（2,000部以上）・配布すること。

##### イ インフルエンサーによる投稿の実施

- ・ フォトコンテスト及びピースツーリズムを広くPRするため、SNSアカウントにおいて1万人以上のフォロワーを有するインフルエンサーを2名以上起用すること。
- ・ 起用したインフルエンサーのインスタグラムアカウント及びピースツーリズム公式イ

Instagramアカウントの両方で、効果的なPR投稿を行うこと。

投稿期間：本市と協議の上決定する。

投稿回数：合わせて20回以上

- ・ SNS発信用に写真の撮影を行い、統一感のある投稿とすること。
- ・ 作品募集期間中、応募作品の中から、本コンテストのテーマにふさわしい作品を選定し、インフルエンサーのInstagramアカウントにリポストすること。

#### ウ Instagram等による広告の実施

フォトコンテスト及びピースツーリズムの周知を図るため、Instagram広告やインターネット広告等を実施すること。

#### エ フォトコンテストの結果発表

ピースツーリズムWEBサイト上で入賞者及び入賞作品の結果を掲載できるように必要なデータを提出すること。

### 6 成果物

- ・ 応募作品のデータをCD等に保存したものを成果物として2枚を納品すること。
- ・ 業務実施報告書を作成し提出すること。

なお、当報告書には以下の内容を盛り込むこと。

#### (1) 業務内容と効果検証

取組の概要と実施結果の分析（SNSの拡散状況や閲覧者等へのアプローチ状況などの効果の検証）

#### (2) 来年度への提案

フォトコンテストの告知、実施、入賞者の選定、報告など全体の取組について、効果や課題の分析や考察を行い、来年度以降の参加型キャンペーンとして効果的であると考えられる提案も含めること。

### 7 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 実施体制等

ア 業務着手前に、発注者との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、発注者の承認を得ること。

イ 発注者との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築すること。

ウ クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応し、発注者に漏れなく報告すること。

#### (2) 守秘義務

受注者は、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。

(3) 著作権等

ア 応募作品の著作権は原則として応募者に帰属する。ただし応募作品は、一時利用及び二次利用共に無償で本市が使用できるようにすること。

イ その他の契約履行過程で生じた成果物の著作権は、原則本市に帰属する。

**8 その他**

(1) 業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託又は請負をすることができるものとする。ただし本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(2) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、決定する。

(3) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲で行う。